

## 猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 28 日

要 綱 第 1 5 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町内の空き家の有効活用及び地域の活性化を図るため、空き家等の既存住宅を除却し、新築住宅を建築する若年世帯又は子育て世帯に対して補助金を交付することに関し、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号。以下「補助金等交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる一戸建ての住宅をいう。
- (2) 除却 建築物の全部を取り壊すことをいう。
- (3) 若年世帯 この事業に係る補助金の交付申請時において、交付申請をする者に係る夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合及び婚約している場合を含む。）の合計年齢が80歳未満の世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 この事業に係る補助金の交付申請時において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は妊娠している者が同居している世帯をいう。
- (5) 新築住宅 新たに建設され、次に掲げる設備要件を満たしている一戸建ての住宅をいう。
  - ア 一つ以上の居室
  - イ 専用の炊事用流し
  - ウ 専用のトイレ
  - エ 専用の玄関

(補助対象者等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号の1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第1号の2)・収支予算書(様式第1号の3)
  - (2) 見積明細書(見積会社の会社印が押印されているもの)
  - (3) 既存住宅の概要がわかるもの(建築計画概要書等)
  - (4) 現況写真(外観がわかるもの)
  - (5) 土地及び既存住宅の登記事項証明書
  - (6) 土地及び既存の建物の売買契約書の写し(登記簿上、建物の所有者が申請者でない場合は、当該建物を取り壊す権限が申請者にあるとわかる証明書の写し)
  - (7) 新築住宅を建築する予定であることが記載された書類(土地と既存住宅の売買契約書の特約事項に記載があるもの等)
  - (8) 市区町村民税納税証明書又は非課税証明書(交付申請時において取得できる直近の年度もの)
  - (9) 土地及び建物の固定資産税の納税証明書(申請日時点で取得できる最新のもの。ただし、土地及び建物を所有している者に限る。)
  - (10) 世帯全員の続柄の記載された住民票の写し又は戸籍謄本及び戸籍の附票
  - (11) 誓約書(様式第1号の4)
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、予算の範囲内において、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の着手)

第6条 前条第1項の交付決定を受けた申請者(以下「利用者」という。)は、補助金の交付決定後でなければ、補助事業に着手してはならない。

(補助対象事業の実績報告)

第7条 利用者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第3号の1)に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助

金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第3号の2）
- (2) 領収書の写し
- (3) 既存住宅を除却するための工事に関する以下の書類
  - ア 工事契約書の写し（原則として補助金の交付決定以後に契約したものに限る。）
  - イ 除却内容がわかる写真（除却後）
- (4) 建築予定の新築住宅の工事に関する以下の書類（契約済みの場合に限る。）
  - ア 工事契約書の写し（補助金の交付決定以後に契約したものに限る。）
  - イ 新築住宅の建物図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容を審査し、当該実績報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 利用者は、前条の通知を受けた後、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、利用者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に

関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することがある。  
(加算金及び遅延利息)

第12条 利用者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 利用者は、前条第1項により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。  
(交付申請回数)

第13条 当該補助事業の補助を受けた利用者及び交付申請時に利用者と同一世帯の者は、再度当該補助事業の補助を受けることができない。

(管理及び活用状況の確認)

第14条 町長は、事業完了にあたる交付確定通知日から2年後の年度末までに当該補助事業の対象となった新築住宅の管理及び活用状況について確認するため、利用者及び申請日時点の同一世帯員に係る住民基本台帳の情報を確認するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条に基づく補助金の額を確定したものについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年11月27日要綱第78号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象者	猪名川町内在住若しくは町外から猪名川町に転入する若年世帯又は子育て世帯であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者。
-------	--

	<p>(1) 猪名川町内において、既存住宅を除却し、新築住宅を建築する者</p> <p>(2) 事業完了にあたる補助金額確定通知から2年後までに、前号により取得した新築住宅に居住する者</p> <p>(3) 市区町村民税及び固定資産税を滞納していない者</p> <p>(4) 猪名川町暴力団排除に関する条例(平成24年条例第7号)第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者等反社会的勢力に寄与するための利用でないと町長が認める者</p> <p>(5) 「兵庫県空き家活用支援事業」、「猪名川町空き家活用支援事業」、「猪名川町住宅耐震化促進事業」による補助金の交付を受けていない者</p> <p>※交付決定日より前に既存住宅を除却する契約をしたものは、対象外とする。</p> <p>※交付決定日より前に新築住宅を建築する契約をしたものは、特別の事情がある場合を除き対象外とする。</p> <p>※転居を伴わない自宅の現地建替えは対象外とする。</p>
補助対象経費	<p>(1) 既存住宅を除却するための工事に要する費用（60万円以上に限る。）ただし、新築住宅を建築するために要する費用は、補助対象経費に含まないものとする。</p> <p>(2) (1)により生じた廃材等の収集運搬・処分に要する費用</p> <p>(3) 周囲への安全を確保する上で、除却及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事に要する費用</p> <p>(4) その他、除却に要する経費</p>
補助金の額	30万円

様式第1号の1 (第4条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所  
名 称  
氏 名  
電話番号  
E-mail

### 補助金交付申請書

下記のとおり、補助金の交付を願いたく猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1 補助金の交付申請額 金 円也

#### 2 添付書類

- 実施計画書・収支予算書
- 見積明細書（見積会社の会社印が押印されているもの）
- 既存住宅の概要がわかるもの（建築計画概要書等）
- 現況写真（外観がわかるもの）
- 土地及び既存住宅の登記事項証明書
- 土地及び既存の建物の売買契約書の写し（登記簿上、建物の所有者が申請者でない場合は、当該建物を取り壊す権限が申請者にあるとわかる証明書の写し）
- 新築住宅を建築する予定であることが記載された書類（土地と既存住宅の売買契約書の特約事項に記載があるもの等）
- 市区町村民税納税証明書又は非課税証明書（取得できる最新のもの）
- 土地及び建物の固定資産税の納税証明書（取得できる最新のもの。ただし、土地及び建物を所有している者に限る。）
- 世帯全員の続柄の記載された住民票の写し又は戸籍謄本及び戸籍の附票
- 誓約書
- その他（ ）

様式第1号の2 (第4条関係)

実施計画書

1. 申請者

氏名	
住所	〒
連絡先	(電話) (FAX) (メールアドレス)

2. 事業の概要

(※該当する項目に記入してください。)

所在地	〒 猪名川町				
所有関係	<input type="checkbox"/> 既に取得 (           年       月       日取得) <input type="checkbox"/> 取得予定 (           年       月       日取得予定 )				
整備項目及び補助対象経費	整備項目			補助対象経費	
	建物取壊費用等			円	
	廃棄物処理費用等			円	
	整地費用、重機回送費用、その他諸経費等			円	
	計			円	
実施予定	事業着手年月日	令和	年	月	日 (予定)
	事業完了年月日	令和	年	月	日 (予定)
転入・転居前住所	〒				
転入・転居時期	転入時期：           年           月 (予定)				
世帯の種別・構成	<input type="checkbox"/> 若年世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯				
	続柄	本人 / 配偶者 / 子(   )人/ その他(   )			
	年齢	歳/	歳/	歳/	歳
補助対象経費	円				
交付申請額	300,000 円				

様式第1号の3（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
町補助金	円	
自己資金	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

（注）

- 1 収支の計はそれぞれ一致する。
- 2 町補助金は、見込み額を記入する。
- 3 費用の明細がわかるものを添付する。



年 月 日

## 誓約書

猪名川町長 様

猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金への申請にあたり、以下について誓約します。

- ・猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金の要件等に合致する事業であること。
- ・申請した内容を遵守すること。
- ・申請した内容に虚偽がないこと。
- ・申請した内容に虚偽がないこと。
- ・除却、新築住宅の建築等工事の実施にあたっては、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。
- ・事業により既存住宅を除却して新築住宅を建築した後は、事業完了後も適切に管理し、事業の趣旨に反して、他の者に貸付、譲渡、売却等を行わないこと。
- ・新築住宅の管理及び活用状況を確認するために、町が事業完了から2年後、申請者及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報を閲覧することに同意すること。
- ・「兵庫県空き家活用支援事業」、「猪名川町空き家活用支援事業」「猪名川町住宅耐震化促進事業」を利用していないこと。また、他の制度と重複して補助金等は受けないこと。
- ・申請者及びその世帯構成員について、猪名川町暴力団排除に関する条例第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- ・以上の事項、その他関係法令、猪名川町補助金等交付要綱、猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱等に違反があった場合、補助金の支給決定の全部が取り消されることを了承し、当該取消しに係る補助金を返還します。

氏名	
住 所	
連絡先（電話番号）	

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日  
号

様

猪名川町長

印

## 補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金については、猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1. 補助金交付決定額

金 円

2. 交付条件又は不交付の理由

3. 備考

様式第3号の1（第7条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所  
名 称  
氏 名  
電話番号  
E-mail

### 実績報告書

年 月 日付猪 第 号により交付決定を受けた猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。

#### 記

1 補助金の交付決定額 金 円也

#### 2 添付書類

収支決算書

領収書の写し

既存住宅を除却するための工事に関する書類

工事契約書の写し（補助金の交付決定以後に契約したものに限り。）

除却内容がわかる写真（除却後）

建築予定の新築住宅の工事に関する以下の書類（契約済の場合に限り。）

工事契約書の写し（原則として補助金の交付決定通知以後に契約されたもの）

新築住宅の建物図面

その他

様式第3号の2 (第7条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
町補助金	円	
自己資金	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注)

- 1 収支の計はそれぞれ一致する。
- 2 町補助金は、交付決定額を記入する。
- 3 費用の明細がわかるものを添付する。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

猪名川町長

印

### 補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金については、猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

#### 記

1. 補助金の交付決定額 円
2. 補助金の交付確定額 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住 所  
名 称  
氏 名  
電話番号  
E-mail

補助金交付請求書

年 月 日付猪 第 号により交付決定を受けた猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金について、猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の交付請求額 金 円也

2 振込先

金融機関名 ( <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 支所	預金種別 ( <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義人	か			
	(か欄は、姓と名の上にスペース、濁点「・」は1文字で記入)			
金融機関 コード	店番号	口座番号 (右詰めで記入)		

※振込先の通帳等のコピーを添付  
(金融機関名、口座名義、口座番号等が確認できる箇所)

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

猪名川町長

印

### 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金については、猪名川町空き家活用支援事業除却費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

#### 記

1. 補助金額 円を取り消す。

(取消しの理由)